

社会福祉法人・更生保護法人・学校法人等の収益事業の判定票

管理番号		法人名				
事業年度	年　月　日　から				年　月　日	

収 益 事 業 か ら 生 じ た 所 得 金 額 の 計 算	法人税の課税標準となる所得金額 (法人税明細書別表4「所得金額又は欠損金額」欄の金額)			①					
	加 算 欄	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額			②				
		益 金 不 算 入 項 目	受取配当金で益金とされなかった金額			③			
			還付法人税額等			④			
						⑤			
						⑥			
	加算欄計 (②+③+④+⑤+⑥)				⑦				
	減 算 欄	損 金 不 算 入 項 目	寄付金の損金算入限度超過額			⑧			
			法人税明細書別表4において損金不算入とした法人税額			⑨			
			法人税明細書別表4において損金不算入とした附帯税額			⑩			
			⑪						
			⑫						
減算欄計 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)				⑬					
収益事業から生じた所得金額 (①+⑦-⑬)					⑭				
課 税 ・ 非 課 税 の 判 定	⑭ × 90 / 100				⑮				
	当期中において収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額 (②の金額)				⑯				
	以上である場合 非課税 ⑯の金額が⑮の金額 未満である場合 課税								
添付書類	1. 決算書 2. 法人税申告書別表1 3. 法人税明細書別表4 4. 法人税明細書別表14(2)								

(記載要領)

この判定票は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人（私立学校法第152条第5項の学校及び各種学校を含む。）が、地方税法施行令第7条の4のただし書の規定により法人県民税の課税上、収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用します。

- 1 ①欄の金額が零以下となる場合は、②から⑯までの欄の記載は不要です。この判定表の「課税・非課税の判定」欄の非課税を○で囲んでください。
- 2 ②欄には、当該事業年度中において収益部門から公益部門へ支出した金額（法人税明細書別表14(2)「同上以外のみなし寄附金額」欄の金額）を記載します。
- 3 ③欄には、当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額（法人税明細書別表4「受取配当等の益金不算入額」欄の金額）を記載します。
- 4 ④欄には、当該事業年度中に還付を受け又は充当された法人税額等を記載します。
- 5 ⑤及び⑥の欄には、③及び④の欄を除く当期中に収入した金額で法人税の所得の計算上、益金不算入とされた金額を記載します。
- 6 ⑧欄には、損金算入限度額を超えた寄付金の金額（法人税明細書別表4「寄附金の損金不算入額」の欄の金額）を記載します。
- 7 ⑨欄には、法人税法の所得の計算上損金不算入とされた法人税の額（法人税明細書別表4「損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）」欄の金額及び「損金経理をした納税充当金」欄の金額）を記載します。
- 8 ⑩欄には、当該事業年度中に損金に算入した附帯税（利子税を除く。）及び延滞税（法人税明細書別表4「損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税」欄の金額）を記載します。
- 9 ⑪及び⑫の欄には、⑧から⑩までの欄を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額を記載します。
ただし、次の金額は含めません。
 - ・法人税明細書別表4「損金経理をした納税充当金」のうち、道府県民税及び市町村民税に充てる金額
 - ・法人税明細書別表4「減価償却の償却超過額」の欄の金額
 - ・その他各種引手金、準備金等なお、法人税明細書別表4で加算した金額のうち益金に算入するものは含めません。
- 10 ⑯欄に記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てます。
- 11 ⑯欄には、②欄の金額を記載します。